

特定技能外国人受入れまでのプロセス

➤ 1号特定技能外国人を受け入れるプロセスは、大きく分けて2つのステップ

✓ ステップ①

雇用契約の締結
支援計画の作成
農業特定技能協議会への申請
※既に協議会に加入している場合は申請不要

✓ ステップ②

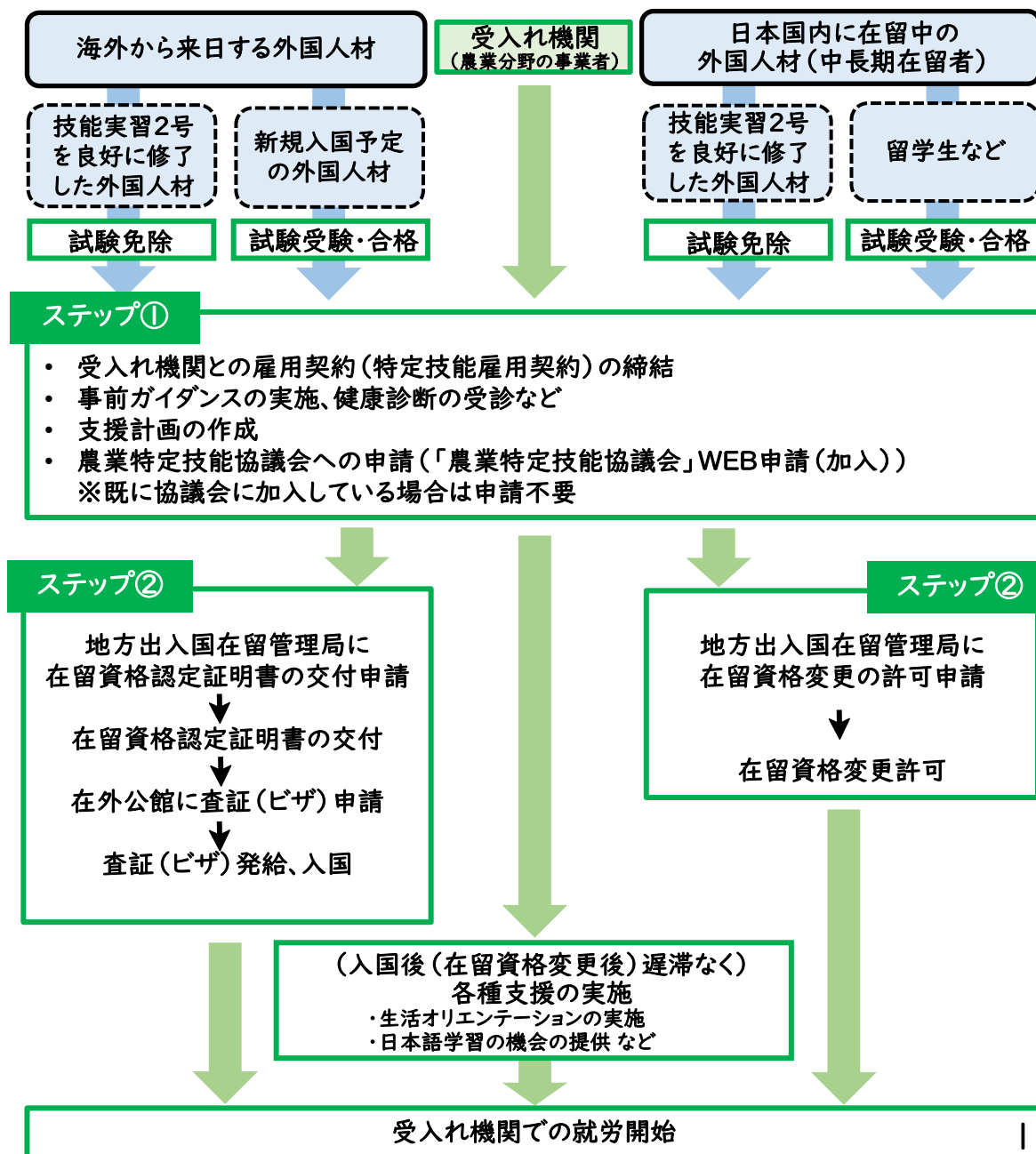
地方出入国在留管理局への申請

➤ 2号特定技能外国人を受け入れる場合は、事前ガイダンスの実施や支援計画の作成など、一部手続きが不要

出入国在留管理庁資料



https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanriU6_00103.html

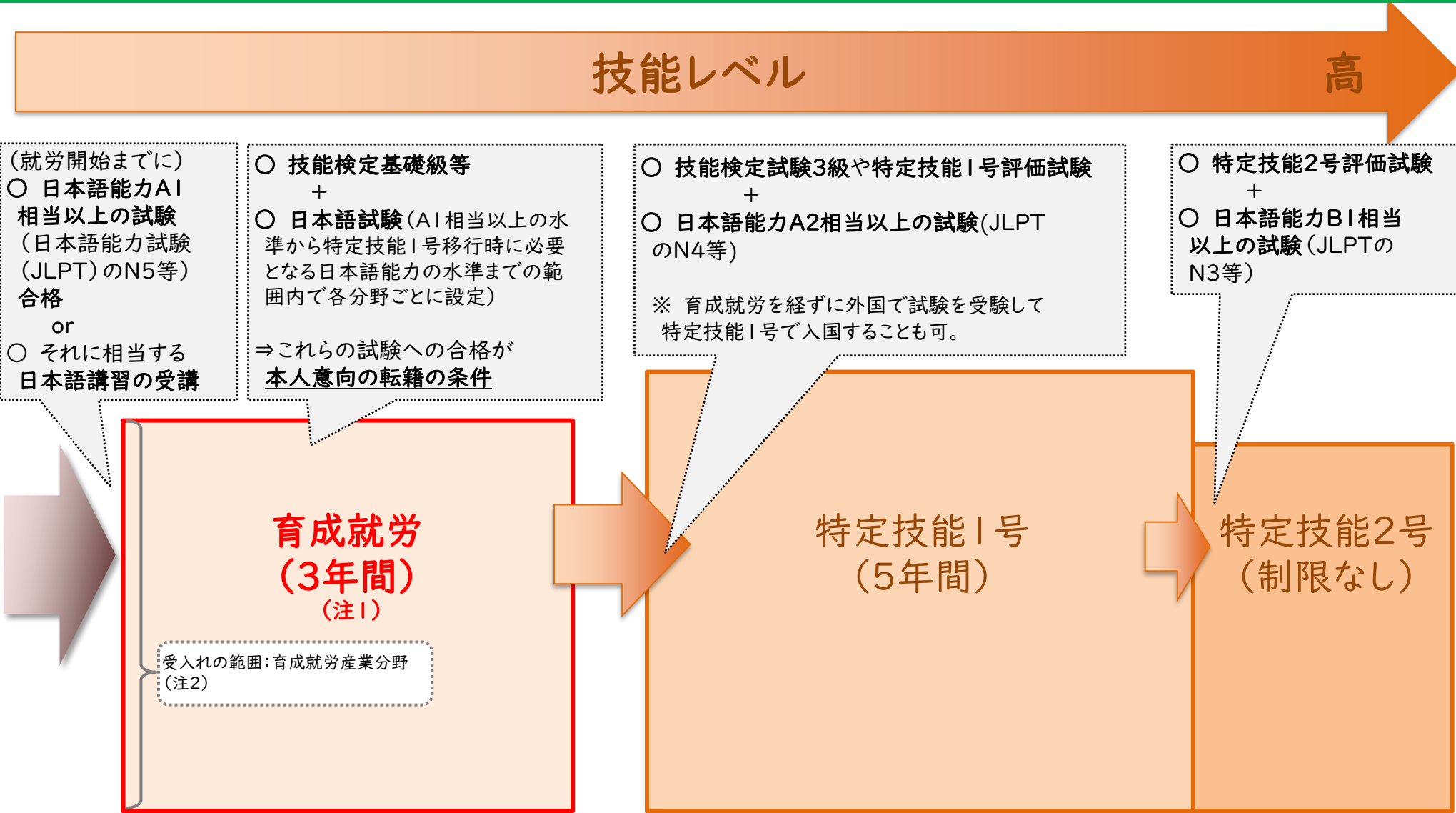


育成就労制度の概要（技能実習制度との比較）

	技能実習制度	育成就労制度
目 的	国際貢献（技術習得し、帰国が原則）	人材育成・確保（中長期的な就労を目指す）
制度期間	平成5年～令和9年度※1	令和9年度～
在留期間	最長5年間	3年間
分野ごとに定める 受入上限数	なし	あり
日本語能力試験	なし	原則として就労前にA1相当、終了時点でA2相当※2
技能試験	あり	あり
転籍 （勤め先の変更）	原則認められず	同じ分野であれば可能 （分野ごとに1～2年の制限期間を設定）
監理者 （適正な受入れを監理）	「監理団体」	「監理支援機関」に名称変更し、要件を厳格化 ※3
大都市への集中防止 （地方への配慮）	なし	あり※4
派遣形態による受入れ	なし	あり（農業、漁業のみ）

※1 平成5年～平成29年6月までは入管法に基づき実施、平成29年7月からは技能実習法に基づき実施。
※2 A1は日常的な表現や言い回しを理解できるレベル、A2は身近で日常の事柄について情報交換に応じることができるレベル
※3 独立性・中立性を高めるため、財政状況、監理体制、送出し機関との関係、役職員要件等を適正化
※4 地方の受入れ機関の外国人材の受入れ人数枠を拡大など

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ <出入国在留管理庁・厚生労働省資料>

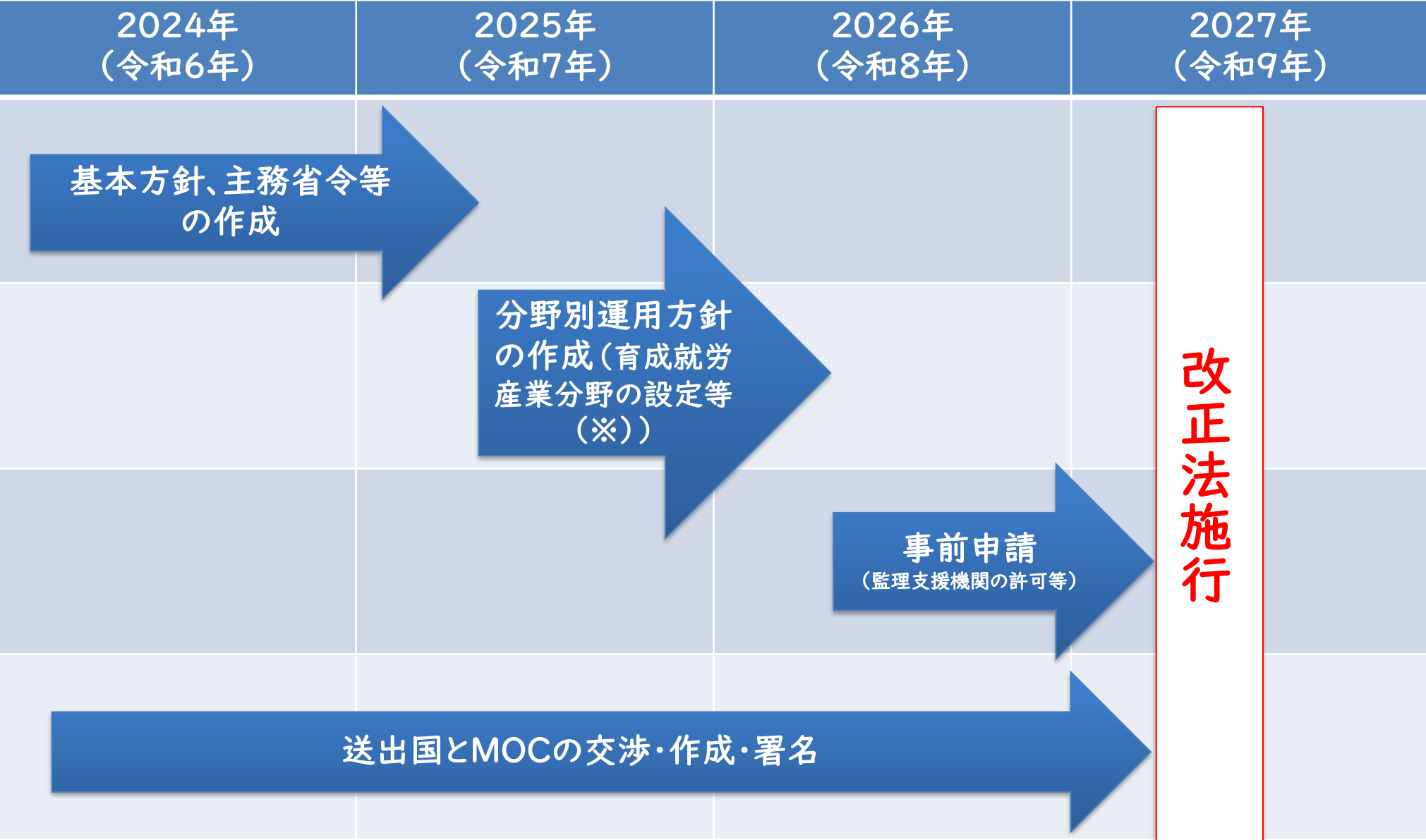


(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

施行までのスケジュール(予定)

<出入国在留管理庁・厚生労働省資料>



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算など）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

外国人材受入総合支援事業

【令和7年度予算額196(243)百万円】
(令和6年度補正予算額1,275百万円の内数)

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

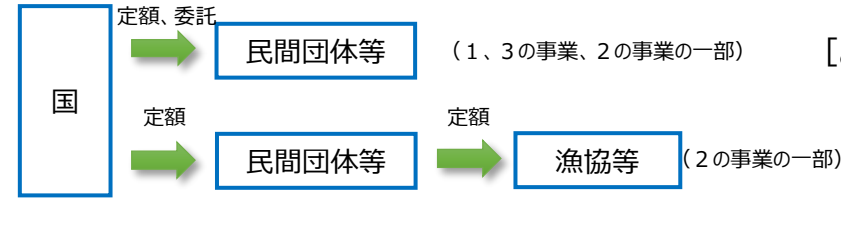
農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

また、飲食料品製造業及び外食業分野において特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

3. (令和6年度補正予算) 雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のためのカリキュラム作成・産地講習会の開催等**の取組を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(農業分野)
(漁業分野)
(飲食料品製造業分野)
(外食業分野)

経営局就農・女性課 (03-6744-2159)
水産庁企画課 (03-6744-2340)
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-1869)
大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2053)

<事業イメージ>

○ 令和7年度当初予算

技能試験の円滑な実施

・特定技能外国人の受入れに向けて試験を作成。国内47都道府県及び海外で試験を実施。

外国人材が働きやすい環境の整備

<相談窓口の設置>



・多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備

<優良事例の収集・周知>



・雇用主による就労環境改善等のモデルとなりうる取組事例を周知

○ 令和6年度補正予算

<現地説明・相談会の実施>

・日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施



<学習機会の提供>

・農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施



農業分野において外国人材向けのユーザビリティを向上

外国人材からの相談対応

- ・外国人材からの相談に対応したLINEチャット・チャットボットを設置
- ・チャットボットの内容で解決できない相談内容については、チャットからそのまま電話が可能。

LINEの友達追加はコチラ



<対応言語>
やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、シンハラ語、ネパール語
※LINEチャットは、やさしい日本語のみ

外国人材受入の優良事例集

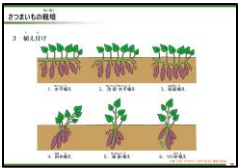
- ・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業者等の優良事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載
- ・令和6年度版については、英語、ベトナム語、インドネシア語に翻訳予定



<対応言語>
日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語

学習用eラーニング

- ・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎をオンラインで学ぶことができる外国人材向けのeラーニングシステムを作成・公開
- ・動画はやさしい日本語で説明しており、テキストは外国語版も公開【テキスト例】



eラーニング
登録はコチラ



<対応言語>
やさしい日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、カンボジア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

労働安全衛生リーフレット

- ・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成



農作業安全



熱中症対策



<対応言語>
日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語
クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語
※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシのみ

農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例

株式会社Farm大越 ～キャリアアップ、昇給は実力主義～

<基本情報>

- 栃木県宇都宮市
- 耕作面積:28ha(露地)、ハウス72棟
- 主な作物:イチゴ、オクラ、水稻等
- 外国人材:38人(うち特定技能29人)



<外国人材の受入れについて>

- ・深刻な人手不足をきっかけに受入れを開始。
- ・多種・多様な人材を採用している。
- ・日本でどのような生活がしたいか、帰国してやりたいこと等の目標設定を大切にしている。

<特徴的な取組>

- ・就業規則により待遇は日本人と同じ。
- ・3カ月ごとの面談時に目標を設定し、3カ月後に達成できれば給与アップとしている。
- ・外国人リーダーを配置。農場長や管理職への昇格も検討。
- ・GAP (JGAP、グローバルGAP) やHACCP等を取得し教育している。

※令和5年度優良事例集に掲載

株式会社みっちゃん工房 ～国籍を隔てず働くすべての人が幸せになる職場づくり～

<基本情報>

- 熊本県上益城郡益城町
- 耕作面積:3ha(ハウス66棟)
- 主な作物:ベビーリーフ
- 外国人材:特定技能6人



<外国人材の受入れについて>

- ・平成28年から受入れ開始。
- ・ベトナムに赴き、現地で面接を行った。
- ・外国人材はみんな努力家でお互いに成長できていると感じている。

<特徴的な取組>

- ・加工場のリーダーに外国人材を登用。工場の責任者として、品質管理や作業全体の流れの管理、作業人員のシフトの管理などを担う。
- ・希望者へ週1回、勤務終了後に日本語学習の場を設けている。現在は日本語能力試験N2に合格した者が2名。
- ・運転免許取得の際は費用を負担。
- ・日本を好きになってほしいとの思いから研修旅行に参加してもらっている。

※九州農政局事例(令和6年度)に掲載

事例掲載ページ

- ・R6年度事例集
https://asat-nca.jp/jp/images/jireisyu_2024.pdf
- ・過去の事例集
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html#jirei>

- ・九州農政局事例
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/gaikokujinzai.html>
- ・沖縄総合事務局事例
<https://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/foreigner>

外国人材の呼び込みのための現地説明・相談会（海外ジョブフェア）の取組み

- 日本農業への就労意欲の喚起・技能試験の受験促進を目的に、現地の教育機関等と連携した海外ジョブフェアを開催
- 日本側からは農業経営者も参加し、外国人材採用の足がかりとするほか、日本での働き方や暮らし方を紹介
- 令和6年度では、インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナムにおいて開催

<開催概要>

(主なプログラム)

- ① 政府関係者・来賓あいさつ
- ② 日本での就労・生活の様子を動画で紹介
- ③ 特定技能制度(SSW)の説明
- ④ 受入れ機関・地方自治体の経営紹介(動画など)
- ⑤ 農業経営体と参加者との個別相談会
(カンボジアでは、先輩の体験談・心構えを紹介)

実施場所	教育機関等	参加人数
インド デンプール	ナガランド大学農業科学 スクール	インド側:360名、日本側:8社
カンボジア プノンペン	カンボジア王立農業大学	カンボジア側:400名、日本側:2社
ネパール カトマンズ	—	ネパール側:200名、日本側:5社
インドネシア ジョグジャカルタ	ガジャマダ大学	インドネシア側:650名、日本側:8社
ベトナム ハノイ	ベトナム国立農業大学	ベトナム側:400名、日本側:5社



特定技能制度の説明



帰国実習生の講演



<参加者の声>

- ・参加者は、57.3%(63名)が「日本の農業分野で働きたい」、71.8%(79名)が「特定技能試験を受験したい」と回答(インドネシア)。
- ・農業経営体は、「日本の農業の関心を持ってきて嬉しい」「内定につながった」「今後も積極的に採用したい」と回答(複数国)。
- ・送り出し機関は、「日本の受入れ機関も外国人材を雇いたい経営体が多くいることを知れて良かった」と回答。

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供